



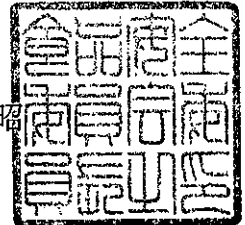
府食第745号
平成18年9月21日

厚生労働大臣

川崎 二郎 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219013号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた酢酸 α -トコフェロール(*d*体及び*dl*体に限る。)に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別添のとおりです。

記

酢酸 α -トコフェロール(*d*体及び*dl*体に限る。)が保健機能食品に限って使用され、かつ、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる α -トコフェロールの量が150mgを超えない場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。